

令和7年度富山市立神通碧小学校

いじめ防止基本方針

富山市立神通碧小学校

目 次

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 1 | 本校のいじめ防止基本方針について | 1 |
| (1) | 目的 | 1 |
| (2) | 基本理念 | 1 |
| (3) | いじめの定義 | 1 |
| (4) | いじめの理解 | 2 |
| 2 | 本校のいじめの実態と課題について | 2 |
| (1) | 本校の実態 | 2 |
| (2) | 本校の課題 | 2 |
| 3 | いじめ問題への対応について | 3 |
| (1) | いじめの防止のための取組 | 3 |
| (2) | いじめの早期発見のための取組 | 3 |
| (3) | いじめが起きたときの対応 | 4 |
| | 【表1 いじめ防止対策委員会 組織表】 | 5 |
| | 【図1 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織】 | 6 |
| | 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】 | 7 |
| | 【表2 いじめ防止対策への取組 年間指導計画】 | 8 |
| 4 | 重大事態への対処について | 9 |
| (1) | 重大事態の発生と調査 | 9 |
| (2) | 重大事態の対応についての留意事項 | 11 |

1 本校のいじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「富山市立神通碧小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童にかかわる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

(3) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法第2条」

※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事案も勘案して判断します。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）

- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(被害児童およびその保護者への面談等で確認)

(4) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものです。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分理解する必要があります。

また、「暴力を伴わないいじめ」は、児童が入れ替わり、加害者にも被害者にもなるという傾向があるので、「いじめを行いやすい子」「いじめられやすい子」という視点からは、いじめを予想することができません。

さらに、いじめの加害、被害という関係だけでなく、その周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりするものや、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

加えて、いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを十分に理解した上で対処することが大切です。

いずれにしても、いじめが、大人社会のゆがみと同じ地平で起こるという認識の下に、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、社会総がかりで対処しなくてはならない問題であることを理解することが重要です。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・ 本校の児童の多くは、保育所から中学校まで、約12年間、共に集団生活を送ります。気心が知れている反面、人間関係やお互いの見方が固定化し、幼い頃のトラブルを引きずってしまうこともあります。素直で優しい性格の児童が多いので、言われたことを守ろうとしますが、自分で判断し行動する積極性を育むことが必要です。

(2) 本校の課題

- ・ 低学年の段階から、未然防止の指導の充実に努めたり、保育所や中学校との連携を深めたりするなどして、「いじめをしない・させない・許さない」という学校の風土づくりに努めます。
- ・ 言語環境を整えたり、規範意識を高めたりしながら、教育活動に取り組み、互いの違いを認め合える子供の育成に努めます。
- ・ 相手がどのように受け止めるかを考えて話したり、相手の話を最後まで聞いたりするコミュニケーション力を高め、自分も相手も思いやる子供の育成に努めます。
- ・ 全国的にネットトラブルが急増しており、本校でも日常的に情報機器を用いるようになってきています。他人事と捉えず、学年発達段階に応じて情報モラルの指導に努めます。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

【いじめの指導三原則】

- 一 するを許さず
- 一 されるを責めず
- 一 第三者なし

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校・学年全体につくると共に、全教育活動を通して、「自分の大切さと共に、他の人の大切さを認める」心情と態度を育てるよう努めます。
- ・ 道德教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、集団宿泊学習等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感させます。
- ・ 読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、児童の社会性を育み、「いじめをしない、させない、許さない」態度の育成に努めます。
- ・ 「分かる」「できる」授業づくりや充実感を感じる学校行事の展開に努め、一人一人が所属感や連帯感をもてる集団づくりを進めます。
- ・ いじめの問題をはじめ、学校・学年で起こる問題を自主的、自発的に解決できるよう児童会活動の活性化に努めます。
- ・ いじめを人権問題と捉え、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業や行事（「人権を考える週間」等）を計画的に進め、児童の人権意識の向上を図ります。
- ・ インターネット等の情報手段の使用に当たり、よりよいコミュニケーションや人間関係が図れるよう情報モラル教育を推進します。
- ・ 東日本大震災の体験談を基にした道德教育資料集を活用し、放射線教育、心の教育の充実を推進します。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組んでいきます。また、年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 8P 【表2 いじめ防止対策への取組 年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童の言動や表情を細かく観察することや、児童に対する定期的な調査等を実施することで、いじめの早期発見に努めます。
- ・ いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細なサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階からの的確に関わることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげます。

- ・ いじめによるストレスや悩みを抱えている児童は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、児童が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てます。
- ・ いじめられている児童にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気があるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が管理職に報告し、組織的に対応することを徹底します。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・ いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた児童、いじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・ いじめられている児童自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている児童を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、当該児童の登下校の見守り等を行い、当該児童の安全を確保します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「神通碧いじめ対策委員会」を組織し、直ちに正確な情報を共有し、対応の方針や役割分担等を明確にします。

※参照① 6 P【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② 7 P【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

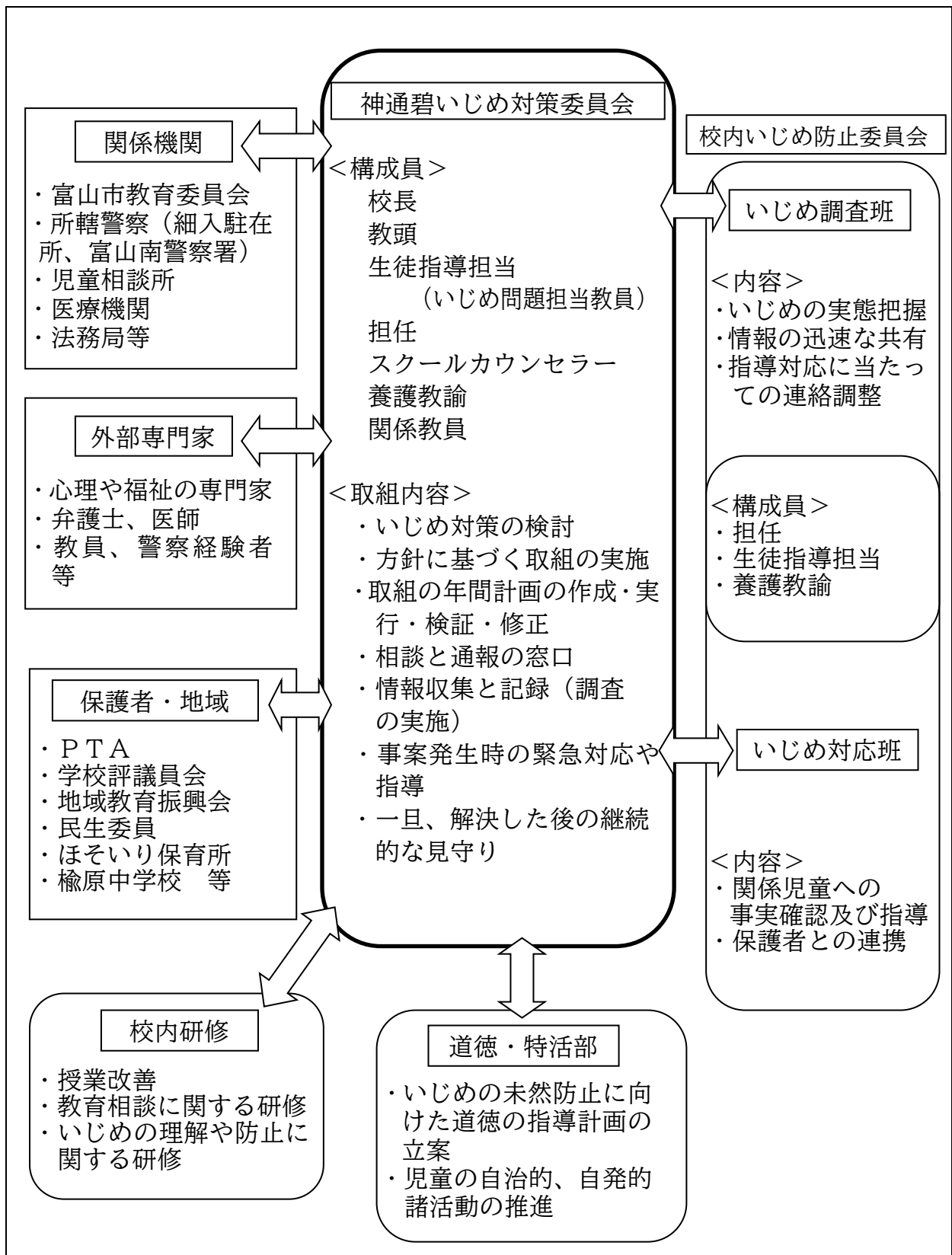
- ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告します。
- ・ いじめられている児童と、いじめを行ったとされる児童の保護者には、できる限りいじめの認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告します。
- ・ 児童の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・ いじめられていた児童が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該児童の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、スクールカウンセラーや心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。
- ・ いじめを行っていた児童が、健全な活動目標を自ら見付けることができるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援します。
- ・ いじめを見ていた児童にも、いじめ問題を自分の問題として捉えさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。

- ・ 縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り越えようとする態度や、自ら協力しようとする姿勢を培います。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ 児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求めます。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【表1 いじめ防止委員会 組織表】

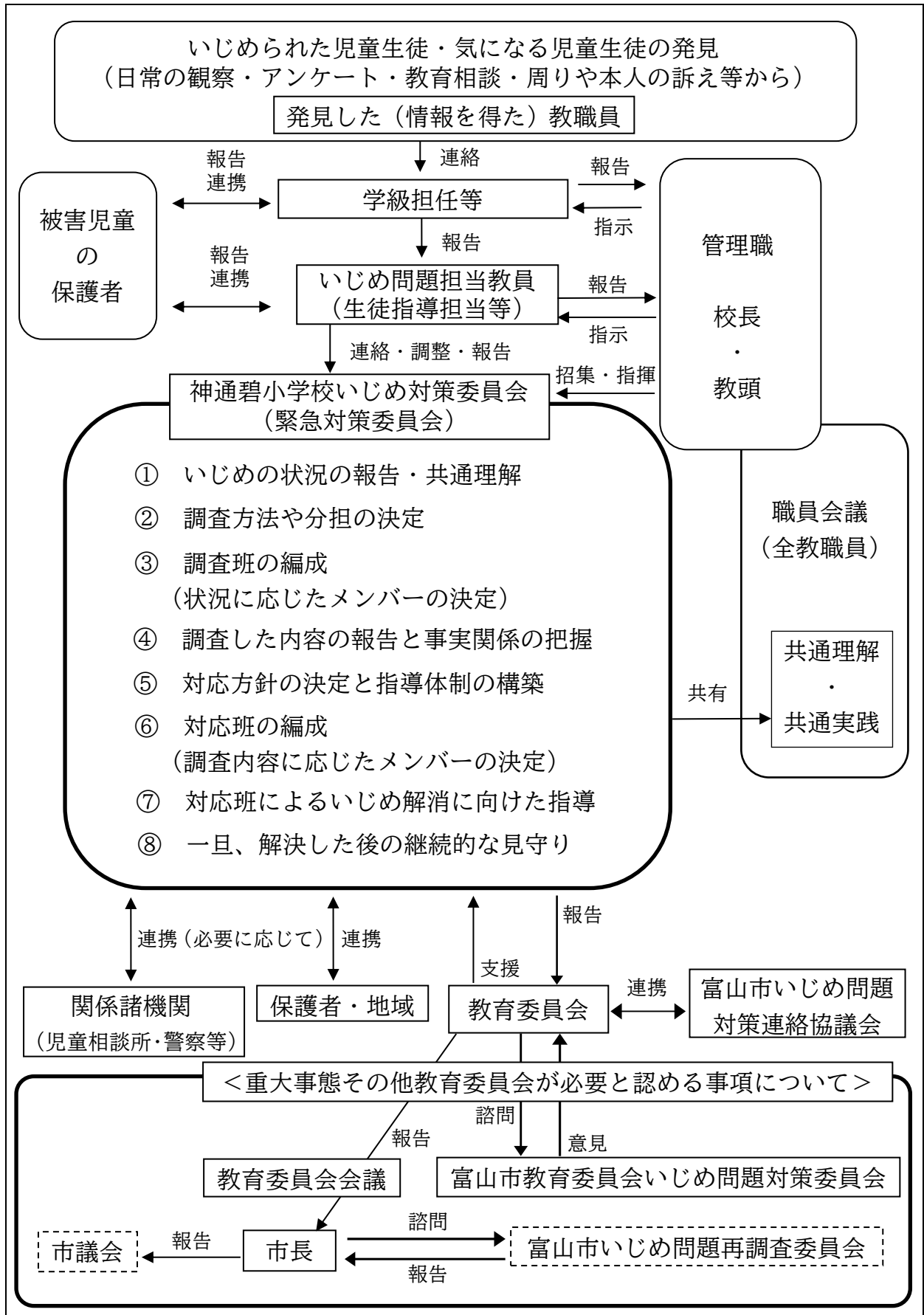
| 役 職 | 担任学年 | 分担1 | 分担2 | 備 考 |
|----------------|--------------------------|------|-----|-----|
| 校 長 | | 総 括 | | |
| 教 頭 | | 統括補佐 | | |
| 生徒指導担当 | 5年担任 | 調査班 | | |
| スクール カウンセラー | | | 対応班 | |
| 各学年担任 | 1年担任 2・3年担任 4年担任 6年担任 | 調査班 | 対応班 | |
| 養護教諭 | | 調査班 | | |

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 (法第22条に基づく組織 <必置>)



※必要に応じて、保育所や中学校と情報交換を行う。

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ防止対策への取組 年間指導計画】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|----------|---|--|----------------------------|------------------------|------------------------|
| 校内委員会等 | <p>神通碧いじめ対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解</p> <p>職員会議</p> | <p>PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発</p> | <p>事案発生時、緊急神通碧いじめ対策委員会</p> | <p>いじめ問題に関する職員研修会①</p> | |
| 未然防止への取組 | <p>いじめ実態把握調査</p> | <p>① 学校・学年人間関係づくり (異学年交流活動・集団宿泊学習・小中合同体育大会等)</p> | <p>児童会による未然防止に向けた自治活動</p> | | |
| 早期発見への取組 | | <p>いじめアンケート教育相談①</p> | | <p>いじめアンケート教育相談②</p> | <p>保護者学校評価アンケート1回目</p> |

| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------|--|-----|----------------------------|-----|------------------------|----------------------|--|
| 校内委員会等 | <p>神通碧いじめ対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認</p> | | <p>事案発生時、緊急神通碧いじめ対策委員会</p> | | <p>いじめ問題に関する職員研修会②</p> | | <p>神通碧いじめ対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し</p> |
| 未然防止への取組 | <p>②学校・学年人間関係づくり (異学年交流活動・小中合同学習発表会等)</p> | | <p>児童会による「人権週間」への取組</p> | | | <p>道徳・特別活動計画へ生かす</p> | |
| 早期発見への取組 | <p>いじめアンケート教育相談③</p> | | <p>いじめアンケート教育相談④</p> | | <p>いじめアンケート教育相談⑤</p> | | <p>いじめアンケート教育相談⑥</p> |
| | | | <p>保護者学校評価アンケート2回目</p> | | | | |

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問表の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

- 第1号の例示
- 子供が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示 ○ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

※ 「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。」

② 重大事態の報告

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告します。

③ 重大事態の調査

- ・ 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断します。

④ 重大事態の調査組織

- ・ 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。

- ・ 学校が調査の主体となる場合、各学校に設置されている学校組織の教職員のほか、必要に応じて、職能団体等から推薦を受けた医師や弁護士、公認心理師、スクールソーシャルワーカー等といった第三者の専門家が参画した調査組織となるよう努めます。
- ・ 事案の特性やいじめられた児童又は保護者等の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が主体となって調査を実施します。
- ・ 学校から管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行います。
- ・ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口（管理職）を明確にして適切な対応に努めます。

⑤ 重大事態の調査の実施に当たって

- ・ 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行います。
- ・ 調査に当たっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にするよう努めます。
- ・ 調査の実施は被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進めます。
- ・ 被害児童、保護者に寄り添いながら対応すること第一とし、信頼関係を構築して、進めます。
- ・ 加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保します。
- ・ 市教育委員会及び学校は、自らの対応にたとえ不都合なことがあっても、事実関係を明らかにして、対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組みます。
- ・ 学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて分析を行います。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。